

感染症発生時における職員の派遣 Q & A

問1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？

答 県内施設で感染症が発生した場合に迅速に対応するためです。

高齢者・障害者施設で職員・入所者が新型コロナウイルスに感染し、入院を余儀なくされた場合でも、残った入所者への介護は継続しなければなりません。

職員の入院や自宅待機が多数に及んだ場合、介護を続けることが困難となりますが、その時になってから応援の検討を始めたのでは、対応が遅れ、入所者の命に関わるおそれがあります。そのため、県内施設で感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、あらかじめ相互応援の枠組みを作っておく必要があります。

問2 いつまでに登録すればよいのですか？

答 施設間の相互応援の趣旨に賛同する施設は、施設単位で登録することとし、登録することで、職員派遣の枠組みに入れるようにしています。

名簿の登録期限については、今後の県内施設でのクラスター発生に備え、早急に体制を整える必要があるため、一旦は令和2年10月上旬を期限に登録施設を募集しますが、その後も随時受け付けます。

問3 名簿には職員名を記載する必要はありますか？

答 実際、各施設から1人以上の職員を派遣していただくことを想定していますが、登録時には、派遣職員の氏名の報告は必要ありません。

ただし、派遣要請があった場合、迅速な対応が必要となるため、各施設において、事前にどの職員を派遣させるのか検討を行っておいください。

問4 登録した施設の職員ではなく、同一法人の他の施設等の職員を代わりに派遣してもよいですか？

答 法人内での調整の結果、名簿登録した施設以外の同一法人内の他の施設等の職員を派遣することも可能です。

問5 名簿に登録する派遣職員の職種はどうなりますか？

答 現時点では、介護職員、生活支援員、看護職員等の登録を想定しています。

問6 派遣職員に、ある程度の要件を設けたほうが良いのではないですか？

答 事務局で、一律に要件をお示しすることは困難であるため、各施設において、応援職員として適切な職員を選定いただくようお願いします。

問7 派遣依頼はどのタイミングで行えばよいですか？

答 施設の職員または入所者がPCR検査を受けることが判明した時点及びPCR検査で陽性となった場合には、電話にてご連絡ください。その後、同一法人内での配置換え等に対応できず、職員が不足する場合に派遣依頼を行ってください。

問8 派遣元となる施設は、どのように選ばれるのですか？

答 原則として、感染症発生施設の近隣の施設でかつ同一種別施設の中から、登録施設の個々の職員数等の状況を考慮し、事務局で選定します。

ただし、不足する人数が多く、近隣施設や同一種別だけでは人数が足りないような場合は、それ以外の施設から選定することになります。

問9 職員派遣の要請を受けたら、必ず承諾しなければならないのですか？

答 要請を受けた時の施設内の状況等を勘案し、承諾するかどうか判断することになりますが、登録した施設同士の相互応援の枠組みの趣旨を踏まえ、可能な限りご協力くださるようお願いいたします。

問10 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときの対応はどのようなのですか？

答 応援職員の派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりますので、厚生労働省の通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合でも柔軟な取扱いを行い、直ちに減算となることはありません。

問11 派遣職員の業務の扱いはどうなりますか？

答 派遣職員は、派遣元施設の身分のまま出張により派遣することになります。なお、派遣職員は、介護する入所者の特性や派遣先施設の設備の状況など、派遣先施設に特有の事項について、派遣先の指示を受けることになります。

問12 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？

答 原則として、感染者、濃厚接触者の介護は、派遣職員ではなく派遣先の職員もしくは同一法人の職員が行うこととします。

ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、派遣前に派遣元及び派遣職員に同意をいただいた上で、派遣職員に感染者、濃厚接触者等の介護をしていただく場合があります。

また、派遣前の協定では、派遣職員に感染者、濃厚接触者等の介護は行わない予定であったが、派遣期間中に派遣先の状況が変化し、感染者、濃厚接触者等の介護が必要になったときでも、必ず、派遣元及び派遣職員に同意をいただく必要があります。

問 13 元の施設へ復帰する場合、PCR検査は受けられますか？

答 派遣先が感染症発生施設となる場合は、PCR検査が受けられるよう現在、調整中です。また、自費で検査を行う場合でも、国の「サービス継続支援事業」の対象経費とすることができます。

問 14 派遣終了後はすぐに元の施設へ復帰できないのですか？

答 派遣先が感染症発生施設とは別の系列施設の場合や、感染症発生施設への派遣でも、その業務内容や施設内の感染状況によっては、経過観察期間を設けず元の職場へ復帰できる場合も考えられますが、派遣元の意向だけでなく、保健所や医師等の専門家の意見等を総合的に判断することが必要と考えています。

問 15 県が設置する「いしかわクラスター対策班」は、どのような支援をしますか？

答 施設での発生初期において、保健所の要請に基づき、感染管理を専門とした医師や認定看護師等が構成する「いしかわクラスター対策班」が派遣されます。

その対策班は、施設内の感染状況等を確認し、ゾーニングや防護服の脱着方法等の感染対策指導のほか、入院指示や医療ケアなど医療面のサポートを行います。

感染症発生施設では、施設内の指揮命令系統の確立し、それらの支援の指導内容を全職員に伝達することが大変重要となります。発生時に備えて、体制の再確認をお願いします。

問 16 派遣職員のマスクや個人防護具等は提供されますか？

答 県・金沢市では、マスクや個人防護具（ガウン、フェイスシールド、手袋）の備蓄を行っており、職員派遣の有無にかかわらず、クラスター発生等で物資が不足する場合には、要請に応じて提供を行う予定です。

しかし、同時多発的にクラスターが発生した場合など、提供するまで時間を要することも想定されるため、各施設でも最低限、初動に必要な一定量の備蓄をお願いします。

なお、備蓄の費用については、国の「新型コロナ緊急包括支援事業」の対象経費とすることができます。

問 17 派遣職員のための一時宿泊施設の手配はされますか？

答 派遣職員は、近隣施設から派遣されるよう調整を行う予定ですが、家族等への配慮から宿泊施設を利用することも想定されます。その場合は、派遣先で手配していただくこととなります。宿泊費は、国の「サービス継続支援事業」の対象経費とすることができます。

また、職員派遣を求めない場合でも、派遣先施設の職員が家族等への配慮から自宅ではなく宿泊施設を利用することが考えられますので、あらかじめ周辺の宿泊施設等の確保をご検討ください。

なお、一部の施設では、職員寮のほか、休止させた通所事業所の空きスペースの活用や、国の「緊急包括支援交付金」により多機能型簡易居室を整備したり、法人で近隣ホテル等を事前に契約するなど、既に一時宿泊施設の確保について検討をしています。

万が一、宿泊施設を確保する前に感染者が発生した場合は、速やかに県までご相談ください。

問 18 派遣職員に係る費用は誰が負担することになりますか。

答 相互応援の制度趣旨から、派遣職員の本給は派遣元が負担するものとしませんが、それ以外の追加費用（旅費、宿泊費、時間外手当等）は派遣先が負担ものとしています。ただし、派遣元と派遣先の間で、個別に費用負担の協議を行い、合意の上であれば、変更することも可能です。

なお、費用については、国の「サービス継続支援事業」の対象経費とすることができます。

問 19 派遣職員に対する特殊勤務手当の金額の上限額はありますか？

答 特に上限額は定めませんが、社会通念上妥当と判断される範囲内で、派遣元と派遣先とで協議を行ってください。

なお、費用については、国の「サービス継続支援事業」の対象経費とすることができます。

問 20 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？

答 派遣職員は派遣元が雇用していますので、派遣元が損害賠償を負うこととなりますが、その損害が派遣先の指示等により生じた場合は、この限りではありません。

損害が派遣職員と派遣先の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を定めることとなります。

問 21 万が一、派遣職員が感染者となった場合、保証はされますか？

答 感染者発生施設へ派遣される場合は、事務局（県）の負担により傷害保険に加入します。

（保証内容）

	保証金額	条件
死亡又は後遺障害	5,000 万円	発病の日から 180 日以内に死亡又は後遺障害が発生した場合
入院	日額 15,000 円	発病の日から 180 日以内に感染症による治療のため入院する場合
通院	日額 10,000 円	発病の日から 180 日以内に感染症による治療のため通院する場合

なお、感染症発生施設とは別の系列施設へ派遣される場合は、事務局（県）は傷害保険に加入しませんので、必要に応じて、派遣元において加入いただくこととなります。